

財務報告に係る内部統制基本方針

- 1, リケンNPRグループは、金融商品取引法に基づき、財務諸表等に関する書類その他の情報の適正性と信頼性を確保する体制を整備するための基本方針を以下に定めます。
 - (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を整備し、運用します。
 - (2) 財務報告の重要な事項の信頼性を損なう可能性のあるリスクを識別し、当該リスクを低減するための体制を整備し、運用します。
 - (3) 社内外の必要な情報が識別、把握及び処理され、適時かつ適切に伝達される仕組みを整備し、運用します。
 - (4) 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するためのモニタリングの体制を整備し、運用します。
 - (5) ITの利用に対し、組織目標を達成すべく方針及び手続を整備し、運用します。
2. 本方針の制定・改廃は、取締役会で決定します。
3. 本方針は、2023年10月2日より実施します。

2023年10月2日

リケンNPR株式会社